

## 令和5年度における優越タスクフォースの取組状況

## 第1 処理概況

優越的地位濫用事件タスクフォース（以下「優越タスクフォース」という。）において、令和5年度は、大規模小売業者と納入業者との納入取引、荷主と運送事業者との物流取引のほか、令和5年10月のインボイス制度の実施に伴う発注サイドの事業者と受注サイドの事業者との取引条件の再交渉に関連した事案、昨今の労務費・原材料費・エネルギーコストの急激な上昇を受けた受注サイドの事業者からの発注サイドの事業者に対する価格転嫁の要請に関連した事案などにおいて優越的地位の濫用に該当するおそれがあるとして67件の注意を行った。

令和5年度に優越タスクフォースにおいて注意を行った事案の平均処理期間は、約39日であった（前年度は約60日）。

## 第2 取引形態別の注意の件数及び内容

1 注意を行った67件を取引形態別にみると、その他の取引（広告業、娯楽業等）が39件と最も多く、次いで物流取引が19件、小売業者（スーパーマーケット、ホームセンター等）に対する納入取引が8件、卸売業者に対する納入取引が1件となっている。

2 注意を行った事案について、注意対象となった行為類型を取引形態別にみると、下表のとおり、小売業者に対する納入取引については、「取引の対価の一方的決定」が13件中5件と最も多く、次いで「従業員等の派遣の要請」が3件となっている。

また、物流取引については、「不当な給付内容の変更及びやり直し」が35件中12件と最も多く、次いで「減額」が8件、「その他経済上の利益の提供の要請」が7件となっている。

さらに、その他の取引については、39件中38件が「取引の対価の一方的決定」で、残り1件が「減額」となっている。

なお、取引形態に関係なく、注意を行った事案を行為類型別にみた場合には、「取引の対価の一方的決定」が45件と最も多く、次いで「不当な給付内容の変更及びやり直し」が12件、「減額」が11件となっている。

<表：取引形態別の注意事項の行為類型一覧>

(単位：件)

取引形態 行為類型	小売業者 に対する 納入取引	物流 取引	宿泊業者 に対する 納入等取引	飲食業者 に対する 納入等取引	卸売業者 に対する 納入取引	冠婚葬祭業者 に対する納入 等取引	その他の 取引	合計
購入・利用強制	1	3	0	0	0	0	0	4
協賛金等の負担の要請	0	0	0	0	1	0	0	1
従業員等の派遣の要請	3	0	0	0	0	0	0	3
その他経済上の利益の 提供の要請	0	7	0	0	0	0	0	7
受領拒否	0	0	0	0	0	0	0	0
返品	2	0	0	0	0	0	0	2
支払遅延	0	3	0	0	0	0	0	3
減額	2	8	0	0	0	0	1	11
取引の対価の一方的決 定	5	2	0	0	0	0	38	45
不当な給付内容の変更 及びやり直し	0	12	0	0	0	0	0	12
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	13	35	0	0	1	0	39	88

(注) 1つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、注意件数(67件)と行為類型の内訳の合計数(88件)とは一致しない。

3 優越タスクが注意した主な事例は別紙のとおりである。

## 優越タスクフォースが注意した主な事例

次の各事例は、記載された行為が行われていた疑いがあり、独占禁止法違反につながるおそれがあったものである。

## 1 小売業者に対する納入取引

## 従業員等の派遣の要請

- (1) スーパーマーケットを営むAは、納入業者に対し、棚卸作業のために従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品（陳列棚の商品、在庫商品等）の数量を数えさせる等しているところ、派遣を受ける従業員等の業務内容等についてあらかじめ納入業者と合意することなく、かつ、日当や交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。

## 返品

- (2) スーパーマーケットを営むBは、納入業者に対し、あらかじめ具体的な返品条件を定めていない季節商材及び衣料品等について、販売期間が終了した又は売れ残った際に、返品によって納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく返品していた。

## 減額

- (3) ホームセンターを営むCは、納入業者に対し、棚替えに伴い棚から外れた商品及び廃番になった商品を値引きして販売する際に、当該商品の値引き分の負担を要請し、あらかじめ定めた支払代金から減額して支払っていた。

## 購入・利用強制

- (4) スーパーマーケットを営むDは、バイヤーから、納入業者に対し、恵方巻き、うなぎ、ワイン及びクリスマスケーキ等の季節商品の購入を要請し、購入する意思を示さなかった納入業者に重ねて購入を要請していた。

## 2 物流取引

## 不当な給付内容の変更及びやり直し

- (1) 製鉄業を営むEは、運送業務を委託する物流事業者に対し、積込みの際に待機時間が発生しているにもかかわらず、待機に伴う費用の支払について物流事業者と取り決めておらず、待機料を支払っていなかった。

## 減額

- (2) 金属製品製造業を営むFは、運送業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、あらかじめ定めた運賃の額から当該運賃の額に一定割合を乗じて得た額を減額して支払っていた。

#### その他経済上の利益の提供の要請

(3) 合板製造業を営むGは、運送業務を委託する物流事業者に対し、発注内容に含まれていない荷卸し等の作業を行わせていたにもかかわらず、当該作業に必要な費用を支払っていなかった。

#### 購入・利用強制

(4) 農産物販売事業等を営むHは、運送業務を委託する物流事業者に対し、業務遂行上必要としない商品の購入を要請していた。

#### 支払遅延

(5) 食料品製造業を営むIは、運送業務を委託する物流事業者に対し、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、書面による合意を得ることなく、金融機関の翌営業日に代金を支払っていた。

### 3 卸売業者に対する納入取引

#### 協賛金等の負担の要請

管工機材等の卸売業を営むJは、納入業者に対し、協賛金として、その算出根拠や用途等について十分な説明をすることなく、取引額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請していた。

### 4 その他の取引（インボイス制度施行関連、労務費等の急激なコスト上昇を受けた価格転嫁関連）

#### 取引の対価の一方的決定

(1) 農産物加工品の製造販売業等を営むKは、経過措置により仕入税額控除が認められているにもかかわらず、農家に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げると文書で伝えるなど一方的に通告していた。

（注） 免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は仕入税額相当額の8割、その後3年間は同5割の控除ができることとされている。

(2) 織物卸売業を営むLは、取引先の中小事業者からのコストの上昇による取引価格の引上げ要請に対して、一部の品目の引上げにしか応じない、交渉に応じず従来どおりに取引価格を据え置くなど、一方的に取引条件を設定している疑いがあった。